

＜審査委員＞（予定）

（委員長）石谷 久	東京大学名誉教授
須賀 唯知	エコデザイン学会連合代表幹事／東京大学工学系研究科教授
辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問
藤村コノエ	NPO法人環境文明21 共同代表
椋田 哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
山本 良一	東京大学名誉教授
財務省	（国税庁課税部酒税課長）
厚生労働省	（医政局経済課長）
農林水産省	（大臣官房環境政策課長）
経済産業省	（産業技術環境局環境調和産業推進室長）
国土交通省	（総合政策局環境政策課長）
環境省	（総合環境政策局環境経済課長）

（順不同）

9. 結果発表

2013年11月下旬にプレス発表するとともに、エコプロダクツ大賞推進協議会のホームページで公表し、同時に受賞者には直接通知します。選外となった製品・サービスについては特に通知はいたしません。

結果発表後に受賞者に重大な法令違反等が明らかとなった場合には、受賞が取り消されることがあります。

10. 表彰式

受賞したエコプロダクツ・エコサービスについては、2013年12月12日（木）エコプロダクツ展（エコプロダクツ2013）会場内※にて表彰式が開催される予定です。

※エコプロダクツ2013（東京都江東区、東京ビッグサイトにて開催）

11. その他

受賞者は、受賞した製品・サービスに第10回エコプロダクツ大賞受賞を示すマーク（エコプロダクツ大賞2013 ロゴマーク）を選考結果発表日以降表示し、広告等に活用することができます。このマークは、エコプロダクツ大賞推進協議会がその表示権を受賞者に無償で供与するもので、受賞者には別途定められている使用規定を遵守して、責任を持ってマークを管理していただきます。

応募・問い合わせ先

エコプロダクツ大賞推進協議会事務局  
〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-17-3 蔵前インテリジェントビル8階  
一般財団法人地球・人間環境フォーラム内  
TEL 03-5825-9735 FAX 03-5825-9737  
<http://www.gef.or.jp/ecoproducts/>  
E-mail: [ecoproducts@gef.or.jp](mailto:ecoproducts@gef.or.jp)



# 第10回エコプロダクツ大賞

## 募集要項

主催  
エコプロダクツ大賞推進協議会

後援（予定）  
財務省 厚生労働省 農林水産省  
経済産業省 国土交通省 環境省

\*エコプロダクツ大賞推進協議会とは

環境負荷の低減に配慮した製品・サービス（エコプロダクツ）をわが国にさらに普及させるため、環境配慮が組み込まれるとともに社会的にも評価の高いエコプロダクツを表彰する「エコプロダクツ大賞」の実施などを目的に、エコプロダクツに関わりの深い民間団体が連携して2004年7月に設立されました。2013年7月現在の会員は以下の4団体です（順不同）。

- 一般財団法人 地球・人間環境フォーラム
- 一般社団法人 産業環境管理協会
- 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団
- 一般社団法人 日本有機資源協会

詳しくは <http://www.gef.or.jp/ecoproducts/> をご参照ください

## 「第10回エコプロダクツ大賞」募集要項

### 1. 実施目的・実施効果

「エコプロダクツ大賞」は、すぐれたエコプロダクツ（環境負荷の低減に配慮した製品・サービス）を表彰することによって、エコプロダクツに関する情報を需要者サイドに広く伝えるとともに、それらの供給者である企業等の取り組みを支援することで、わが国におけるエコプロダクツのさらなる開発・普及を図ることを目的に、2004年度に創設されたものです。

これまで9回実施されたエコプロダクツ大賞には、エコプロダクツを供給する企業等が多数応募しています。応募企業をはじめとして、消費者、市場関係者等の賞に対する関心・認知度も回を重ねるごとに高まっており、情報を需要者サイドに広く伝える役割を担っています。

第8回エコプロダクツ大賞からは、一昨年3月の東日本大震災の影響によって電力需給がひっ迫していたことを踏まえ、応募案件の中の特に節電への寄与が大きいまたは期待できるものを対象に、特別賞として「節電大賞」「節電優秀賞」を設置しています。

受賞した企業等は受賞結果や大賞ロゴマークをパンフレット等に記載して広告や営業活動等に積極的に利用することによって、受賞製品・サービスはもちろん、企業等自体の知名度や認知度、ブランド価値が高まったとする声も多く寄せられ、エコプロダクツの普及に大きな役割を果たし、さらなる開発を促進させる支援策の一つとして定着しています。

なお、エコプロダクツ大賞は、エコプロダクツに関わりの深い民間団体等が連携して組織するエコプロダクツ大賞推進協議会が主催し、後援各省の支援を受けて実施されるものです。

### 2. 表彰部門・賞の種類

#### (1) 表彰部門

表彰部門は以下の2部門とします。

#### 「エコプロダクツ部門」

環境負荷の低減を目的に、さまざまな技術や手法等を活用するなどして開発され、日本国内市場において製品化（提供）されているもの。

#### 「エコサービス部門」

わが国の社会経済を取り巻く環境問題に対して環境負荷の低減を目的に提供されているサービス、あるいは持続可能なビジネスモデルを創出して環境負荷の低減を図っている新たな環境配慮型のサービスであって、日本市場に導入されているもの

#### (2) 賞の種類

上記の二つの部門に対してそれぞれ、下記のエコプロダクツ大賞（関係省大臣賞）及びエコプロダクツ大賞推進協議会会長賞（優秀賞）、審査委員長特別賞（奨励賞）が授与されます。また、今回も節電大賞、節電優秀賞を設けます。なお、下記の賞の種類には該当がない場合もあります。

#### ○エコプロダクツ大賞（関係省大臣賞）（予定）

- ・財務大臣賞 <賞状、副賞>
- ・厚生労働大臣賞 <賞状、副賞>
- ・農林水産大臣賞 <賞状、副賞>
- ・経済産業大臣賞 <賞状、副賞>
- ・国土交通大臣賞 <賞状、副賞>
- ・環境大臣賞 <賞状、副賞>

#### ○エコプロダクツ大賞推進協議会特別賞（節電大賞） <賞状、副賞>

#### ○エコプロダクツ大賞推進協議会会長賞（優秀賞） <賞状>

#### ○エコプロダクツ大賞推進協議会特別賞（節電優秀賞） <賞状>

#### ○審査委員長特別賞（奨励賞） <賞状>

### 3. 募集対象

#### (1) エコプロダクツ部門

日本国内において、すでに市場に提供されている製品とします。ただし、応募時点で市場に提供されていない製品であっても、審査開始時点（9月中旬）に製品の確認ができ、審査結果発表時点（11月下旬）までに市場に提供されることが確実なものについては応募できる場合があります。詳細は事務局へお問い合わせ下さい。

#### (2) エコサービス部門

日本国内において、応募時点でサービス提供開始から6ヵ月以上の実績を有するサービスとします。

### 4. 応募に当たっての留意事項

- ①一般消費者向けの製品・サービスはもちろん、産業向け・業務用の製品・サービス（いわゆるB to B）の応募も歓迎します。
- ②過去のエコプロダクツ大賞において受賞したものと同一の製品・サービスは応募できません。
- ③応募者が重大な法令違反等がかかっている場合は応募できません。
- ④特許に絡んで係争中のもの、または係争の恐れがあるものは応募できません。
- ⑤応募内容に関して、記載に虚偽が明らかになった場合には、応募は無効となります。

### 5. 応募資格

特に制限はありません。

### 6. 応募方法<<http://www.gef.or.jp/ecoproducts/>から応募申込書をダウンロード>

- ・「第10回エコプロダクツ大賞応募申込書」に必要事項を記入の上、2013年9月2日（月）までに下記の「エコプロダクツ大賞推進協議会事務局」まで送付して下さい。  
(応募期間：2013年7月3日<水>~9月2日<月>) <データ必着。郵送は当日消印有効>
- ・応募単位は特定の機種・型式、サービスごととなりますが、エコプロダクツ部門への応募においては、シリーズでの応募が可能です。
- ・応募の際には、応募案件に関する追加説明資料としてパンフレットや説明書等を添付できますが、審査は応募申込書の記載を中心に行いますので、申請内容は極力、応募申込書への書き込みをお願いします。CD・DVDの説明資料は受け付けません。応募書類は返却いたしません。

#### ■応募書類（応募案件1件につき） ※郵送、電子メールの両方必要

- ◆郵送にて
  - ┌ 第10回エコプロダクツ大賞応募申込書 1通
  - └ (応募申込書は<http://www.gef.or.jp/ecoproducts/>よりダウンロード)
  - └ 応募案件に関する説明資料（添付する場合） 案件ごとに7セット
- ◆電子メールにて 応募申込書（Excel）と、写真（JPEG等）/概要図（PDF等）を送信  
※メールが使えない場合は、データをメディアに入れて送付

### 7. 審査基準

審査は、下記の「審査にあたっての基本的考え方」を踏まえた上、すぐれていると評価されるエコプロダクツ・エコサービスを選考します。

#### <審査にあたっての基本的考え方>

- ・当該エコプロダクツ・エコサービスの導入による環境負荷の低減が明らかなものであること
- ・事業者や消費者、投資家、市場関係者等による一定の評価が得られているエコプロダクツ・エコサービスであること
- ・利用しようとする者が国内市場において容易に供給やサービスを受けられるエコプロダクツ・エコサービスであること
- ・環境教育的効果が認められる等、持続可能な社会づくりへ向けた社会意識の向上に資するエコプロダクツ・エコサービスであること
- ★節電大賞・節電優秀賞の選考にあたっては、節電量・節電率等も踏まえ、社会的にインパクトがあり、節電に大きく寄与するエコプロダクツ・エコサービスであることとします。

### 8. 審査方法

応募案件は、予備選考を経た後、エコプロダクツ大賞推進協議会に設置した審査委員会において審査を行います。